

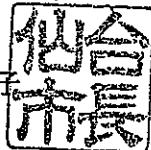
写

H21環総第898号
平成21年11月16日

仙台市廃棄物対策審議会

会長 海野 道郎 様

仙台市長 奥山 恵美子



「仙台市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の改定について（諮問）

「仙台市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の改定に当たり、仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成5年仙台市条例第5号）第7条第1項に基づき、貴審議会の意見を求めます。

担当 環境局総務課企画係 菊地
電話 214-8219（直通）
FAX 268-2861

諮詢の趣旨

「21世紀は環境の世紀」とも言われておりますが、現在の良好な環境を次の世代に引き継ぎ、現代の暮らしも、未来の人々の暮らしもある程度の豊かさが保たれる社会（持続可能な社会）を実現するための取り組みが、今、求められています。

国が平成20年3月に策定した「第2次循環型社会形成推進基本計画」では、循環型社会の形成に当たっては、低炭素社会や自然共生社会に向けた取り組みと統合的取り組みを展開することが重要とされており、常に持続可能な社会の構築の視点を持ち、天然資源の消費を抑制しながら、ごみ処理が及ぼす環境への負担を低減させる取り組みを求めてています。

本市では、貴審議会の意見を踏まえ、平成11年3月に「仙台市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「現行計画」という。）を策定し、循環型社会の形成に向け、ごみの減量や資源のリサイクル推進などについて、様々な対策を総合的に進めてまいりました。その中でも、平成20年10月から実施した家庭ごみ等有料化において、ごみ処理費用への受益者負担制度を実施した結果、市民一人一日当たりのごみ排出量の目標を前倒しで達成することができました。

しかし、現行計画は策定から10年が経過し、更なるごみ減量・リサイクル推進などによる循環型・低炭素社会の実現を基盤とした持続可能な都市づくりを進めるため、今後のごみ処理体制のあり方の検討や新たな基本目標の設定が必要になってきています。

このような背景から、計画の取り組みに対する現段階での評価を行いながら、現行計画を改定することといたしました。

つきましては、計画の改定に当たり、市民と行政が一体となり、重点的に取り組むべき施策のあり方などについて、専門的な視点に加え、生活者の視点をも踏まえたご議論をいただきべく、貴審議会にご審議をお願いするものです。

諮詢事項

- (1) 更なるごみ減量・リサイクル施策のあり方について
- (2) ごみ処理体制のあり方について
- (3) 計画の基本目標について